

バーチャルPPAに関する実務対応報告の文案等、検討

ASBJ、実務対応専門委

去る9月25日、企業会計基準委員会は、第172回実務対応専門委員会を開催した。

前回（2025年9月20日号（No.1754）情報ダイジェスト参照）に引き続き、バーチャルPPAに係る会計上の取扱いに関する実務対応報告公開草案70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、審議された。

実務対応報告文案の修正点

実務対応報告の文案に関して、事務局から次のような提案が行われた。

非化石価値に係る会計処理については、発電時点で費用を認識することを原則とする考え方に基づいて文案が修正された。

特定卸供給事業者等の定義を新たに追加し、電気事業法に基づき経済産業大臣への届出をした者およびこれに準ずる者とした。

非化石価値の定義を見直してエネルギー供給構造高度化法2条4項の「非化石エネルギー

源」に由来するとしたことを受けて、結論の背景に「用語の定義」を新たに追加した。

グループ内融通に関して、親会社の個別財務諸表における立替や仮払など、実務上行われている処理を例示として追記した。

専門委員会からの主な意見

専門委員会から、「費用処理の金額の測定不能時に、『信頼性をもって測定できるまで費用処理を行わないことができる』と

の、いわゆる『できる規定』について、発電時点で費用を認識するという原則的な考えと整合しない」との指摘や、「追加情報

の注記に関する結論の背景の記載について、財規8条の5における『注記しなければならぬ』との規定との整合性を踏まえるべき」との意見が聞かれた。

事務局は、いずれも今後の修正文案で表現を再検討するとした。

今後の予定

事務局から、10月7日開催予定の親委員会、今回の意見をもとに踏まえた文案の審議を行い、その結果によっては再度専門委員会

国際会計

デリバティブの範囲の改善等に関するASU、公表

—FASB

去る9月29日、FASBは会計基準アップデート（ASU）2025-07「デリバティブと

ヘッジ（トピック815）および顧客との契約から生じる収益（トピック606）—デリバティブの範囲の改善と収益契約での顧客からの株式を基礎とした非現金対

価の範囲の明確化」を公表した。

ASUの概要

ASUは、次の2つの改訂を扱っている。

(1) デリバティブの範囲の改善

ASUは、契約当事者の一方に特有の業務や活動に基づく基礎数値（underlying）を持つ、取引所で取引されていない契約を

デリバティブ会計の適用対象から除外したが、次については適用除外にはならないとしている。

ら除外したが、次については適用除外にはならないとしている。

- ① 市場金利、市場価格、市場指数に基づく変数（variables）
- ② 契約当事者の一方の金融資産または金融負債の価格またはパフォーマン스에基づく変数
- ③ 「デリバティブとヘッジ—企業自身の持分の契約（サブトピック815-40）」のガイダンスで評価される、発行体自身の持分を含む契約（または特徴）
- ④ 債券のコール・オプションとプット・オプション

(2) 収益契約での顧客からの株式を基礎とした非現金対価の範囲の明確化

ASUは、物品またはサービスの移転に対する対価として顧客から株式を基礎とする対価（たとえば、株式、株式オプション、その他の資本性金融商品）を受け取る契約について、非現金対価に関するガイダンスを含む。

むトピック606のガイダンスを適用すべきであることを明確にしている。

他のトピック（「デリバティブとヘッジ（トピック815）」や、「持分証券（トピック321）」を含む）のガイダンスは、このトピック606により株式に基づく対価を受け取るまたは保持する企業の権利が無条件となるまでは、適用されない。権利が無条件であるかどうかの評価にあたり、トピック606の範囲の企業の履行義務（または履行の特定の成果）に関連する契約条件のみを評価する。

適用関係

ASUは、「適用後に締結される新しい契約について将来に向かって適用する方法」と「既存の契約について適用開始年度の期首の利益剰余金に累積的影響額を反映する方法」のいずれかにより、2026年12月16日以降開始年度から適用される。早期適用は認められる。

国際会計

優先株式の現物配当に関するASU案、公表

—FASB

去る9月30日、FASBは会計基準アップデート（ASU）505—資本に分類される優先株

の公開草案「資本（トピック505）—資本に分類される優先株

式の現物配当の当初の測定」を公表した。

公開草案の概要

この公開草案は、現行のGAAPでは規定されていない資本に分類される優先株式の現金配当ではない現物(paid-in-kind)配当の当初の測定について規定している。

公開草案は、資本に分類される優先株式に関する現物配当について、優先株式契約に定められた現物配当率に基づいて当初の測定を行うことを求めている。

適用関係等

優先株式の清算価額（または清算優先権(liquidation preference)）は、通常、優先株式契約により定義され、清算事象が発生した場合の優先株式の価値を特定している。

また、優先株式が割引またはプレミアムなしに発行された場合、発行時点の清算価額は、通常、優先株式の発行価額と同額である。

適用日は未定であるが、「将来に向かって適用する方法」と

「適用年度の期首の利益剰余金に累積的影響額を反映する方法」のいずれかで適用され、早期適用は認められる。

コメント期限は2025年10月27日である。

金融

利上げ容認とETF売却開始で迫られる日銀の次の一手

日本銀行が9月30日に公表した「金融政策決定会合における主な意見」(9月18、19日開催分)は新しい論点を含んでいた。注目されるのは、銀行株の売却完了を受け、「あまり間を置かず」にETF(上場投資信託)や丁

REIT(不動産投資信託)の売却を開始することが「適当」との意見が複数出された点である。従来は「将来的な課題」とされてきたが、今回初めて具体的な時期を意識した発言がみられ、量的正常化の議論が一段と

ポジティブ・メンタルヘルス

ワカモノカラマナ部に入学した

メンタルクリエイター
江口 毅

「食った子に教えられて浅瀬を渡る」ということわざがあります。手元にある『暮らしの中のことわざ辞典 第3版』(集英社)を引くと、「普段相手にしていないような年少者から、ふとした機会に何かと教えられ、それが大いに役立つこともある」と書かれています。頭ではわかっていても、心の底からそのことを感じたことはありませんでした。

先日、グループワークで「自己紹介ワーク」をやったときのことです。「もしも生まれ変わるとしたら?」の下の方欄を埋めるという設問がありました。参加者の発表を順に聞いていくと、大谷翔平、オリンピック選手、土方歳三の友達などと人物ばかりでした。そのなかで1人の若者が「500年後」と発表しました。「目まぐるしい変化が続いていて、ついでいくのが大変。100年後や200年後も変化のスピードは速いだろうけど、500年後にはさすがに落ち着いているんじゃないか」というのが、500年後に生まれ変わりたい理由だそうでした。

大変驚きました。まったく想定していなかった回答だったからです。「もしも生まれ変わるとしたら?」という設問に対して、反

射的に「何になりたい?」という文章が続くことを想像する人が圧倒的多数でしょう。そのなかで時間軸という切り口で回答する発想に感服しました。このような着眼点の差は個人によるものなかもしれませんが、そのとき筆者は若者ならではの発想の柔軟性だと感じました。

しかも、「500年後」という回答は、人物を挙げるよりも回答を聞いた後の想像が膨らんでいく興行きがある点も興味深いです。500年後ってどんな世界だろう。その頃の地球の気候はどうなっているのだろう。本当に500年後は落ち着いて生きられる社会になっているのだろうか。1つの回答から想像や思考があちこちに広がっていきます。

この出来事があってから、「後生畏るべし」と心の底から思えるようになりました。若者から学ぶというのはこういうことを指すのかと腹落ちしました。そして、それをできるのが魅力的な大人なのだろうとも思いました。相手の立場、年齢、未熟さで安易に判断せず、誰からでも学ぶことができることが、大人としての成長なのではないでしょうか。

誰からも学ぶ姿勢を持つために必要なことは「関係の反転」だと考えます。年齢等を理由に、自分は教える側であり、相手は学ぶ側であるという関係が固定化されてしまっていると、相手から学ぶことができなくなるでしょう。だから、相手から学ぶためには関係を反転させればよいのです。いつもの立場や役割をいったん脇に置き、関係を反転させることで気づくことがあります。たとえば、後輩を育てることで気づきや学びがある、誰かの相談に乗ることを通して自分が救われている、などがあります。

このような「関係の反転」のためには謙虚さが必要です。筆者は「実るほど頭を垂れる稲穂かな」と、歳を重ねたからこそ謙虚に生きようと思いついてはいたのですが、まだまだ謙虚さが足りなかったようです。この人から学べる、あの人からは学ぶことは少ないと選別していた傲慢さが恥ずかしく、穴があつたら入りたいです。でも、それでは何も解決しないので、穴の代わりにワカモノカラマナ部に入りました。フレッシュな新入部員として、誰からも学ぶ姿勢を持ち続けていきます。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年 9月26日	グロース市場の上場維持基準の見直し等について	東証	グロース市場上場会社、機関投資家の投資対象となり得る規模への早期の成長を促すとともに、企業間のM&Aや起業家の次なる創業などを促進する観点から、グロース市場の上場維持基準を「上場5年(現行10年)経過後、時価総額100億円(現行40億円)以上」とする等の見直しを行うもの。パプコメのコメント期限は10月26日。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20250926-01.html
2025年 9月26日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和7年度の法人税関係法令等の改正のうち、各対象会計年度の国際最低課税額(所得合算ルール(IIR))に対する法人税の改正に対応し、所要の整備を図るもの。所在地国が異なる構成会社等の間の取引等に対する独立企業間価格に基づく調整の見直しにおける独立企業間価格に関する規定の見直し等が行われている。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2509xx/index.htm

現実味を帯びた。処分が本格化すれば、バランスシートの縮小が始まる一方、市場への影響は避けられないため、緩やかな進め方が不可欠となる。

また、米国経済の帰趨を見極めることに意味はあるが、待つことのコストも大きくなるとの意見もあった。利上げを先送りする安心感と、判断を遅らせる副作用を比較する視点が明確に示されたのは異例だ。米国の関税政策が景気を押し下げれば、日本経済も影響を免れない。そうなれば現状維持はむしろリスク要因になる。

さらに、「0.5%までの利上げの経済全体への影響は極めて限定的」との発言も見逃せない。利上げ幅の水準を具体的に示したのは珍しく、今後の正常化の基準点を示した格好だ。段階的な引上げであれば、市場に与えるショックを小さく抑えられるとの見方がうかがえる。加えて、ETFとJ-REITを区別し、株式市場のリスク・プレミアムは正常化したのが、J-REIT市場は依然として大きいとの認識もあった。処分は緩やかなペースで進めるべきとされ、市場との対話や柔軟な調整が不可欠である。性急な対応は

投資家心理を冷やしかねず、説得力も問われる局面となる。

前述のとおり、ETFおよびJ-REIT処分の具体化「待つことのコスト」への言及、0.5%利上げ容認、J-REIT

市場への慎重姿勢という新要素が初めて明示された。利上げと資産売却をどう組み合わせるかが「次の一手」として問われている。

10月になり、今年最終の第4四半期を迎えた。第3四半期までトランプ関税の株式市場への悪影響が懸念されてきたが、結果的には多くの国で着実な株価上昇が実現した。しかも、9月末の段階で北米勢を中心に多くの国の代表的株価指数が過去最高水準になっている。他方、アジアや欧州では最高値更新に至っていない主要国もある。

このような各国の株価の動きは、トランプ関税が各国の経済・社会に与えるダメージは極端なものにはならないのでは、という感触が生じてきたことを物語るものではないか。経済への影響は、物価、雇用、生産、消費、GDPなどマクロ経済の各指標に反映される。そうしたマクロ経済の指標の動きを総合的に表現し、評価しているのが、企業収益のさまざまな数字(売上高、

利益、投資計画、次期予想など)といつてよい。

日本経済の動向を理解する最も便利な指標・データは日銀短観であろう。日銀短観がトランプ関税問題の表面化以後、どう変化してきたか、そこに関税問題の影響が端的に反映されていると考えられる。

第4四半期開始早々、日銀短観の9月調査結果が発表された。それによると、いろいろな企業収益の数字は、ごくわずかながら悪化しているものの、好転しているものに分かれる。トータルで見れば、横ばいで大勢に変化なし、といえよう。企業収益に大幅な落ち込みは予想されないことから、これが株価への安心感を生み、9月末までの株高につながったと思われる。

次に3カ月後の予想であるが、最も重要な指標とされる業況判断は、12月予想「プラス10」となり、9月実績「プラス15」から低下している。低下の主因は非製造業で、関税引上げの影響が懸念された製造業ではない。9月短観の業況判断の先行き悪化は、株価にはほとんど影響しなかったように思われる。しかし、これからも株価の高値維持、さらなる上昇を期待するには企業収益の増額修正が求められてくるのではなからうか。

況判断は、12月予想「プラス10」となり、9月実績「プラス15」から低下している。低下の主因は非製造業で、関税引上げの影響が懸念された製造業ではない。9月短観の業況判断の先行き悪化は、株価にはほとんど影響しなかったように思われる。しかし、これからも株価の高値維持、さらなる上昇を期待するには企業収益の増額修正が求められてくるのではなからうか。

お詫びと訂正

本誌2025年9月20日号(No.1754)特集にて誤りがありました。読者の皆様および執筆者の方に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

●12頁 図表6中(※1)

(誤) 総会前に有報を提出した会社の割合が高い業種順に記載している。

(正) 東証と他の取引所に重複上場している場合は、東証の市場区分で集計している。